

議案第 7 6 号

白岡市新白岡駅東口交番北側広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民福祉の増進の場とするため、白岡市新白岡駅東口交番北側広場（以下「広場」という。）を白岡市新白岡 4 丁目 6 番 1 外に設置する。

(管理)

第 2 条 広場の管理は、市長が行う。

(行為の禁止)

第 3 条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) ごみその他汚物を捨てること。
- (4) キャンプ又は寝泊りをすること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー又はバーベキューをすること。
- (6) その他広場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(行為の制限)

第 4 条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 露天商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (5) イベント、防災訓練等において、火気を使用すること。
- (6) 球技をすること。
- (7) 貼り紙又は貼り札を表示すること。
- (8) 車両を乗り入れ又は留め置くこと。

2 前項による許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容、使用する施設その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の許可に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の譲渡等の禁止)

第5条 前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、行為者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は広場の管理運営上特に必要があると認めるときは、許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用の目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 不正な手段により、第4条第1項の許可を受けたとき。

2 市は、行為者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用の禁止)

第7条 市長は、広場の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は広場に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、広場を保全し、又は広場を利用する者（以下「利用者」という。）の危険を防止するため、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(遵守事項)

第8条 市長は、管理上必要があるときは、遵守事項を定め、利用者に対してその都度適宜提示することができる。

(占用の許可)

第9条 広場に附帯設備以外の工作物その他の物件又は施設を設けて広場

を占用しようとする者は、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、市長が管理上支障があると認める場合は、許可をしないものとする。

（占用料）

第10条 前条の許可に係る占用料は、白岡市道路占用料徴収条例（昭和59年白岡町条例第10号）の例による。

（原状回復）

第11条 第9条の許可を受けた者は、広場の占用の期間が満了したとき、又は広場の占用を廃止したときは、直ちに広場を原状に回復しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償義務）

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に広場又は附帯設備を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（委任）

第13条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月5日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

市のまちづくりの推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民福祉の増進の場とすることを目的として、白岡市新白岡駅東口交番北

側広場を設置するにあたり、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。